

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：バングラデシュ国国家気候変動適応政策実施のための効果的アプローチに関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：23a00224

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2023年6月14日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 入札の手続き

1. 公告

公告日 2023年6月14日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国国家気候変動適応政策実施のための効果的アプローチに関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2023年8月から2024年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyake.Tatsuo@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

バングラデシュ事務所

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年6月20日 12時
2	入札説明書に対する質問	2023年6月21日 12時
3	質問への回答	2023年6月26日
4	入札書・技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	入札書・技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2023年6月30日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2023年7月18日 13時30分
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 (連絡先：e-propo@jica.go.jp)

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- ・ 契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）日程参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口宛、
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）質問への回答

- 1) 上記4.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

8. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 4. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 4. (3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記 4. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記 4. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA

調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：(調達管理番号)_(法人名)_見積書
[例：22a00123_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書(電子データ)は、JICA にて責任をもって削除します。

10. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税抜き)をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 上記(1)の入札価格(消費税を除く。)は、各費目において千円未満を切捨てした合計(千円単位)とします。千円未満の端数がある入札価格(消費税を除く。)が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

(3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(5) 入札保証金は免除します。

(6) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

1 1. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記4.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は上記1 1.(2)のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

1 2. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70~80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60~70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40~60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます(小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100点
- ② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額(N)：価格評価点 = (予定価格 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 3. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、コロナ関連費等を両者協議・確認して設定します。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙2の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所の参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「バングラデシュ国国家気候変動適応政策実施のための効果的アプローチに関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

近年、世界各地で気候変動の影響による被害が生じており、各国において様々な緩和策及び適応策が講じられている。特に適応策では、気候変動に起因した自然災害から生命、国土、農作物、生活環境等を守るため、防災、農業、都市・農村開発など様々なセクターにおいて対応が求められている。

堅調な経済成長と人口増加が続く南アジア地域は、気候変動の影響による被害が今後も大きくなると見込まれている。中でもベンガル湾に面するバングラデシュ人民共和国は、熱帯モンスーン気候下、ブラマプトラ川・ガンジス川の大河川の河口に位置し、気候変動に対して世界で7番目に脆弱な国とされており(Germanwatch、2021年)、後述するように同国は気候変動対策のうち特に適応策を優先課題と位置づけ気候変動政策・事業計画を策定している。当国は国土の大半が海拔5メートル以下の低地であり、国内の降雨量をはるかに上回る河川流量を有する等の性質上、気候変動による海水面の上昇やサイクロン、降雨パターンの変化による影響を受けやすい。このため、バングラデシュ政府は、第8次五か年計画(8th Five Year Plan、2020年7月～2025年6月)において、気候変動への適応を最重要政策の一つとしつつ、パリ協定、仙台防災枠組、SDGsへのコミットメント及び目標の達成を通じた持続可能な成長を目指している。

バングラデシュでは、気候変動適応に関する政策として国が貢献する決定(Nationally Determined Contributions:以下、「NDC」という。)のほか、国家気候変動適応計画(National Adaptation Plan:以下、「NAP」という。)、2100年までの長期的な治水計画であるデルタプラン2100(Bangladesh Delta Plan 2100:以下、「BDP2100」という。)を策定しており、国家計画に基づき地方計画を策定し、特にウパジラ(郡)レベルでの実施を促進する段階となっている。気候変動適応策は、気候変動リスク等を分析した上でマルチセクター的に取組を行うことが重要であるが、それらを限られたリソースの中で効果的・効率的に実施する上で、気候変動対策の基礎となる防災や農業等と

いった関連セクターの取組で得られてきた成果や教訓を十分に活用することが有効である。この点で、JICAはバングラデシュにおいて防災、農業セクターの多くの現場での協力実績を持ち、さらに我が国の持つ防災等の知見・経験とあわせ、気候変動適応策に関する効果的なアプローチや教訓を提示できるドナーのひとつである。

上述の背景に基づき、気候変動適応に資する JICA の終了案件及び実施中案件のレビュー・分析・整理を行い、バングラデシュ政府に対し、NAP の実施に効果的な気候変動適応アプローチに関する政策提言を行うことを目的に本調査を実施することとなった。なお、主眼とするセクターについては、NAP で示される 8 セクター（水資源、災害、農業、養殖・畜産、都市地域、エコシステム・生物多様性、政策・組織、能力強化・研究）のうち、JICA の過去・現在案件の実施が多い、防災分野及び農業分野（水資源含む）及び関連する政策・組織とする。

第3条 調査の目的と範囲

1. 調査の目的

本調査は気候変動適応に資する JICA の防災及び農業セクターの終了案件及び実施中案件のレビューを行い、NAP で整理、特定されている重要分野・課題に沿って、これまでの協力から得られた効果的なアプローチ、ガイドライン、能力強化などの成果や教訓を再整理し、バングラデシュ政府にとって NAP の実施に効果的な気候変動適応アプローチに関する政策提言を行う。

具体的には、国レベルの気候変動適応に関する主要な政策課題や投資(実施)計画を示す NAP 及び BDP2100 で特に脆弱性及び課題が指摘されている風水災害地域やハオール地域(半年間に亘り、広域浸水する北東部の低湿地帯)の統合的レジリエンス強化、気候スマート農業、住民参加型アプローチや啓発、ガバナンス強化に資する取組を取り上げる。

2. 調査対象地域

バングラデシュ国全土(現地調査実施地はダッカ首都圏、クルナ管区、シレット管区、チョットグラム管区を想定)

3. カウンターパート機関

本調査は、バングラデシュ国政府の要請に基づいておらず、JICA が独自に事業を行うものであるが、NAP を主管する環境・森林・気候変動省(以下、「MoEF&CC」という。)が窓口機関となることで合意を得ている。また、本業務の実施においては、必要に応じ、過去及び現在、JICA が防災・農業セクター等で実施している案件を所管する中央・地方政府及び研究機関等に対し、ヒアリングや意見交換を行うことを想定する。

4. 調査の範囲

上記の目的を達成するために、「第4条 調査実施方針と留意事項」に十分に配慮しながら、「第5条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第6条 報告

書等」に示す業務計画書、報告書等を作成・提出する。

第4条 調査実施方針と留意事項

1. 気候変動適応計画(NAP)を踏まえた本調査の狙い

MoEF&CCは、同国の気候変動適応対策において重要政策となるNAPを策定し、具体的なアクションプランである投資計画を作成している。投資計画として8セクター113の計画が特定されており、各計画において、背景、可能な活動、期待される成果や指標、想定される関係機関、総額等は記載されているが、詳細な活動などは記載されておらず、さらに現場レベルで実施するための個別事業計画に落とししていくことが必要である。

本調査は、JICAが過去・現在に実施した事業から得られた成果や教訓を整理・分析することで、NAPの現場レベルでの実施に貢献することを目的とする。なお、本調査は、日本やJICAが当該分野で持つ知見や経験をまとめることに加え、両国が災害多発国といった共通点を持つ中で様々な協力を通じ、課題解決のためのアプローチをともに作り出してきた共創知を特定し、発信していくことも企図している。

2. 想定する調査手法

本調査は、以下のステップで行うことを想定する。

バングラデシュにおける気候変動適応の現状・課題の分析

国際・国内主要関連文書（特にNAPとBDP2100）をレビューし、国内の気候変動による影響、取組の現状と課題、今後優先して実施すべき対応を特定。主眼は、防災と農業セクター。



NAP分析

NAPにおける課題分析や実施方針、特に投資計画をレビューし、優先課題等を確認する。主眼は、NAPで示される8セクターのうち、防災及び農業に該当する、① Water Resource Management (WRM)、② Disaster, social safety & security (CDM - Comprehensive Disaster Management)、③ Climate Smart Agriculture (CSA) 及び同分野に関連するクロスカッティングイシュー（政策・組織、能力強化・研究）。



JICA案件のレビュー

過去・現在のJICA協力（主に防災・農業に関連するもの）からNAP実施に成果や教訓等が適用可能と見込まれる案件（15～20件程度）を特定し、報告書等から内容をレビューする。必要に応じ、日・バ両国関係者へのヒアリングや現地調査も行う。主眼は、JICAの対バングラデシュ協力だが、一部、他国のJICA案件や日本自身の知見・経験を含めることも可。



JICA協力からNAP実施に活用可能なアプローチの特定・整理

上記を踏まえ、NAPにおいて示される113の投資計画のうち、優先度が高く、日本・JICAの経験が活用できる10程度の投資計画を選択する。さらに、JICA協力から見出されるNAP実施に活用可能な「アプローチ」を15程度特定する。「アプローチ」は、ハオール地域の住民参加型洪水対策、多目的シェルター建設、郡レベル防災計画策定、気候変動適応型稲種子の導入・普及等を想定。



NAP 投資計画を実現するためのコンセプトノート作成

選択した10程度の投資計画をバングラデシュ政府が実現し、開発・気候資金にアクセスするために必要なコンセプトノートを10件程度作成する。本コンセプトノートには、上記で特定した効果的アプローチを含むことを想定。



成果のまとめ

- 調査結果は、①バングラデシュにおける適応に関する課題等、②15程度の「NAP実施のための効果的アプローチ」、③10件程度の「NAP投資計画を実現するためのコンセプトノート」を含む報告書を作成。
- 同時に、上記報告書の要約版かつ発信を目的としたパンフレットを作成。
- さらに、調査期間中、2回のセミナーを実施。

3. レビュー対象の JICA 案件

本業務のレビュー対象は、1980年代から現在まで JICA がバングラデシュで実施してきた防災・農業セクター等事業（技術協力（SATREPS 含む）、円借款、無償資金協力、草の根事業、民間連携事業）である。関連する基礎情報収集調査等があれば、当該情報も活用する。また、バングラデシュの気候変動適応の文脈で適用が可能なコンサルタントが有する知見、もしくは、ウェブサイト等で入手可能な他国の JICA 案件等の成果の活用等の提案も可能とする。

JICA の過去の案件の実績に関しては、JICA-バングラデシュ協力 50 周年誌「バングラデシュと JICA の協力 50 年：黄金のベンガルをめざして」（和・英）における案件リストを参照のこと。また、同誌の発刊以降に開始された防災・農業案件については、別紙 3 を参照。また、適宜外務省開発協力白書、JICA 事業評価年次報告書等の既存資料もレビューし効率的な情報収集を行う。

4. 業務に対する提案

本業務の実施方針や想定する活動は、本仕様書に記載のとおりであるが、技術提案書における調査手法や成果の発信に関する積極的な提案を歓迎する。

5. 対バングラデシュ政府への説明等に関する JICA への事前説明

本業務の計画や成果（資料等の中間的な成果を含む）についてバングラデシュ

政府側の関係省庁・機関に提示する場合には、JICAに事前に説明・確認の上、その内容について合意を得るものとする。なお、JICAへの説明・確認については、対面、オンラインによる会議形式で行うことを原則とし、困難な場合は電子メール等による実施も可とする。

第5条 調査の内容

上記「第4条 調査実施方針と留意事項」を踏まえ、以下に示す業務の内容を実施する。

1. 業務計画書の作成・提出

業務計画書を共通仕様書第6条に従い作成し、JICAに提出する。業務計画書は和文とするが、業務効率性の観点から、内容の一部は英文でも差し支えない。

2. 国内準備作業（2023年8～9月を想定）

(1) 気候変動に関するバングラデシュ政府の政策、計画等のレビュー

バングラデシュの気候変動影響や対策に係る情報について、最新のIPCC第6次報告書、バングラデシュ政府策定のNAP、BDP2100の他、第8次五か年計画（8th Five Year Plan(July 2020- June 2025)）、バングラデシュ展望計画（2021-2041）（Perspective Plan of Bangladesh 2021-2041）、ムジブ気候繁栄計画（-2030）（Mujib Climate Prosperity Plan）等の気候変動政策に係る情報を収集し、さらに必要に応じて防災及び農業セクターに関し、法制度・政策、対策の必要性和現状、関係機関の協調・連携体制などの視点から、バングラデシュの気候変動に関する現状、課題をまとめる。なお、本調査では、NAP及びBDP2100を主要レビュー対象文書とし、調査結果はNAPへの貢献を主目的とするため、NAPの詳細レビューも行う。また、防災セクターに関しては、2022年度にJICAが実施した「防災セクター基礎情報収集・確認調査」でバングラデシュにおける同セクターのリスク分析、課題、支援方針が包括的に取りまとめられており、本調査においてもこれらを活用し効率的な情報収集と整合的な情報の整理を行う。

(2) 関連するJICA案件のレビューとNAP実施に活用可能なアプローチ等の特定

① JICA案件関連報告書等のレビューと過去の成果や教訓の整理・分析

1980年以降にJICAが実施した、防災及び農業セクター事業をレビューし、NAPにおける8セクターからなる113の投資計画のうち、防災・農業に関連の深い投資計画であるWater Resource Management (WRM)、Disaster social safety & security (CDM)、Climate Smart Agriculture (CSA)の3セクターの45計画を中心に、優先度が高く、かつJICAの知見(案件成果や教訓等)が活用できる10計画程度の絞り込みを行う³。

さらに、当該10投資計画の実施に活用可能なアプローチを提示するために、過去・現在のJICA案件を15～20件程度選定し、これら案件について、目的、主要関係機関・関係者、主要な活動、達成された成果（指標含む）、

³ NAP投資計画からの、JICAの知見が活用できる計画の絞り込みの方針（選定基準、比較評価方法、整理方法等）については、技術提案書で提案してください。

開発・利用されたツールやガイドライン、持続性確保の工夫、教訓、住民や女性の参加や能力開発の状況等をレビューする。なお、投資計画及び JICA 案件の絞り込みに際しては、事前に選定要件及び基準を業務計画書で提示する。

② 日本側関係者へのヒアリング

選定した JICA 案件に関して、必要に応じ、事業に従事した日本側案件関係者へのヒアリングを行い、文書レビューで不明だった点や報告書に記載されている以外の教訓の抽出、実施中案件に関しては最新の進捗状況の確認等を行う。関係者の連絡先が不明な部分は、JICA から情報提供を行う。情報提供に際しては、ヒアリング候補先リストを事前に作成し JICA に依頼すること。なお、第一回現地調査前にヒアリングが行えなかった案件に関しては、第一次現地調査以降も継続的に実施する。

③ NAP 実施に活用可能なアプローチ等の特定

①、②を踏まえ、JICA 協力から見出される NAP 実施に活用可能なアプローチを 15 程度特定するための分析を行う⁴。効果的なアプローチは、ハオール地域の住民参加型洪水対策、ウパジラレベル防災計画策定、多目的シェルター建設、気候変動適応型稲種子の導入・普及等を想定する。なお、これまでの案件実績からは、農業よりも防災の方がより多くの適応に関する教訓が得られることが想定される。アプローチについては、目的、主要関係機関・関係者、主要な活動、目指す成果（指標含む）、適用可能なツールやガイドライン、持続性確保の方策、過去事業からの教訓、住民や女性の参加や能力開発における留意点、適切な場合は関連する写真等も含める。なお、まとめるアプローチにおいては、高度なエンジニアリング技術（例：潜水型堤防の設計等）は対象外とする。また、これら分析や、目指す指標などは、投資計画に沿って整理・分析すること。現時点での特定するアプローチ等の分析例は以下のとおり。

（想定する NAP 各投資計画と特定するアプローチ等の分析例）

NAP description		Contents of review and analysis	
NAP Sub-sector (NAP におけるサブセクター)	Actions in Investment Plan (IP) (NAP における投資(実施)計画で示される適応活動)	Effective approaches/lesson learned from the past projects (JICA 協力から提言される効果的アプローチや教訓(本調査の主要成果))	JICA related project (関連する JICA プロジェクト名)
Water Resource Management (WRM)	WRM 1 Integrated Management of coastal polders, sea dykes, and cyclone shelter against tropical cyclone, sea level rise and storm surges	<ul style="list-style-type: none"> Multipurpose shelter development Upazilla disaster risk reduction plan 	<ul style="list-style-type: none"> Construction of Multipurpose Cyclone Shelters in the Area Affected by the Cyclone Sidr Capacity Enhancement on

⁴ アプローチの特定・分析の方針（アプローチの選定基準、分析項目、分析方法、整理・区分方法、想定する各セクターのアプローチ数等）について、技術提案書で提案してください。

				Formulation and Implementation of Local Disaster Risk Reduction Plan (LDRRP)
	WRM 2	Management of freshwater resources and monitoring of salinity for reducing vulnerabilities in existing and potential salinity prone areas	<ul style="list-style-type: none"> Rural water supply and small-scale water development with community empowerment and capacity development of local engineers 	<ul style="list-style-type: none"> Comprehensive Management Capacity of DPHE on Water Supply Small scale water development
	WRM 3	Protection/management of vulnerable areas to cyclone, storm surges, flooding	<ul style="list-style-type: none"> Construction of DRR infrastructures Sustainable river infrastructure management Quick recovery of infrastructure with Build Back Better approach Design and O&M of submergible embankment in Haor with local community 	<ul style="list-style-type: none"> Disaster Risk Management Enhancement Haor Flood Management and Livelihood Improvement Capacity development of management for sustainable water related infrastructure
	WRM 4	Strengthen early warning and dissemination services for climate changed induced slow-onset and sudden extreme water hazard using ICT and AI	<ul style="list-style-type: none"> Promoting radar observation with ground observation for more precise weather forecast 	<ul style="list-style-type: none"> Improvement of Meteorological Radar System Strengthening the capacity of weather and climate services
	WRM 5	Community-based rainwater harvesting / Sensitizing communities on rainwater harvesting benefits	<ul style="list-style-type: none"> Rainwater harvesting in schools/community areas in coastal areas 	<ul style="list-style-type: none"> Upazila Integrated Capacity Development
	WRM 6	Dredging of all major and medium rivers for accommodating and smooth drainage of excess floods during climate induced extreme events	<ul style="list-style-type: none"> Flood management in small and medium size river (master plan development etc.) 	<ul style="list-style-type: none"> Planning Capacity Enhancement and Establishment of a Technology Adaptation Cycle on Comprehensive Nodi (River) Management
	WRM 10 / WRM 11 / WRM 14	Protection against flash floods, wave action, erosion and sedimentation / Erosion Risk management through erosion reduction, improved early warning and its dissemination / River management through bank stabilization, and other ancillary works	<ul style="list-style-type: none"> River training methodology development in Jamuna River 	<ul style="list-style-type: none"> Planning Capacity Enhancement and Establishment of a Technology Adaptation Cycle on Comprehensive Nodi (River) Management
Disaster social safety & security (CDM)	CDM 1	Construction of climate resilient accessible cyclone and flood shelters	<ul style="list-style-type: none"> Multipurpose shelter development with gender-disability friendly 	<ul style="list-style-type: none"> Construction of Multipurpose Cyclone Shelters in the Area Affected by the Cyclone Sidr
Climate Smart Agriculture (CSA)	CSA 1	Extension of climate-smart technologies for irrigation water use efficiency	<ul style="list-style-type: none"> Introduction (and extension) of climate resilient rice varieties Alternate Wetting and Drying (AWD) promotion 	<ul style="list-style-type: none"> Practice and Dissemination of Disaster-Resistant Climate Change-

				Adaptive Agriculture in Haor <ul style="list-style-type: none"> • Haor Flood Management and Livelihood Improvement Project
Cross-cutting Issue (Capacity development, research & innovation)	CDR 1	Awareness raising, training for adaptive capacity and improved livelihood	<ul style="list-style-type: none"> • Cost effective riverbank management and sediment management • Data driven approach for spatial planning and weather services 	<ul style="list-style-type: none"> • SATREPS (BUET – KYOTO Univ) DPRI • Improvement of Meteorological Radar System • Strengthening the capacity of weather and climate services • NSDI project

(3) インセプションレポートの作成

(1) 及び (2) の結果も踏まえ、JICA 及びバングラデシュ政府等への説明を目的とし、業務計画書で示される（必要あれば改定した）調査実施方針案、実施体制、手法、計画案（工程表、要員配置、手順を含む）、最終成果品の目次案等をインセプション・レポート（英文）にとりまとめ、渡航 15 営業日前までに提出する。3. で示す第一次現地調査の情報収集において先方機関に求める予定の統計資料や定量的なデータ等に関し、先方機関からの提出に時間を要すると思われる資料に関しては、インセプションレポートの提出と同じタイミングで事前質問表として準備する。また、現地調査でのヒアリング項目についても、同様のタイミングで事前に JICA に説明を行い、承認を得る。

3. 第一次現地調査（2023 年 9-10 月頃を想定）

(1) インセプションレポート説明・協議

インセプションレポート（案）をもって、第一次現地調査の調査計画、実施方針、現地調査項目と行程等について、JICA バングラデシュ事務所に説明する。JICA と合意を得たインセプションレポートについて、バングラデシュ政府関連機関に対し説明・協議を行う。

(2) 現地調査

国内作業にて抽出・分析した案件について、現地関係者（実施機関、業務受注者、現地コミュニティ等）を対象とした情報収集及びヒアリング調査並びに終了案件に関しては現況確認を行い、事業評価結果や指標のその後の推移やインパクトの発現状況を確認する。ヒアリング等を通じて、成果の持続性やスケールアップに繋がった要因やうまくいかなかった事例も含め、教訓の抽出を行い、文献調査を補足するデータ取得、定性的な要因分析を行う。

(3) 中間ワークショップの開催

気候変動、防災、農業を所管する省庁及びドナーを対象にしたワークショップを開催し、中間成果を共有するとともに、政策提言に関する協議や他ドナー案件での応用、活用に関する議論、関係者からの助言を得ることと調査の

発信を目的とする（ホテル等の施設で最大 50 名程度を想定）。ワークショップの開催に際しては、発表資料作成と共に現地傭人を中心にロジスティック業務、参加者リストの作成、参加者との連絡調整を行う。

4. 国内作業（帰国後整理）（2023 年 11 月-12 月頃を想定）

(1) NAP 実施に活用可能なアプローチの整理及び事業計画書（コンセプトノート）の作成

上記作業を踏まえ、選択した投資計画の実施に効果的な気候変動適応アプローチを取りまとめる。さらに、当該投資計画について、現場での実施に活用可能な、より具体的な活動や有効なアプローチ、教訓、必要経費の概算⁵を含んだコンセプトノートを 10 件程度（各 5～10 ページ程度）作成する⁶（フォーマット案は下記参照）。なお、コンセプトノート作成にあたっては、投資計画に記載されているすべての成果や活動を含める必要はなく、JICA の知見が活かせるものを中心に抜粋することも可とする。コンセプトノートの作成に際し、最新の「JICA 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FTI）」の適応が可能な事例があれば活用し、気候リスク分析と適応アクションの検討も行う。

また、調査実施時点で国際的に開発・公開されているシステムやツール、技術、それらの日本や他国での活用事例などがあれば、上記のアプローチの中で活用できる事項、アイデアを抽出しコンセプトノートに盛り込む。

なお、本コンセプトノートは、バングラデシュ政府が自国資金により実施することに加え、緑の気候基金(GCF)を始めとする気候資金や、国際・二国間支援機関の資金へアクセスするために活用されることを想定するものである。

下記に提示するフォーマット例とは別の整理・区分方法について技術提案書で提案することも可能とし、様式についてインセプションレポートで JICA に説明、協議する。

⁵ 詳細な積算は行わずに、既存の積算資料と積算資料積算時点からの物価上昇率を加味しコンポーネントごとの概算を算出する。

⁶ コンセプトノートの作成方針（コンセプト選定・抽出基準、内容、整理・区分方法等）について、技術提案書で提案してください。

【想定するコンセプトノートのフォーマット案⁷】

	Contents
NAP Sector / Investment Plan	(選択した投資計画を記載)
Project Title	(選択した投資計画を踏まえ、提案される案件名を記載)
Key words:	(関連するキーワードを記載)
Project rationale, objectives, and approach of project	Brief summary of the problem statement and climate rationale, objective and selected implementation approach, including the executing entity(ies) and other implementing partners. (プロジェクトの目的や意義等を記載)
Context and baseline	Describe the climate vulnerabilities and impacts, and adaptation needs that the prospective intervention is envisaged to address. (特に気候変動適応に関する背景等を記載)
Project/Programme description	Describe the expected set of components/outputs and subcomponents/activities to address the above barriers identified that will lead to the expected outcomes. <u>Project Component</u> <u>Key Approach</u> (上記プロジェクトにおける主要な活動・アプローチについて過去の JICA 案件の成果や教訓も踏まえて記載)
Expected project results	(基本的に投資計画に示されるものから関連性の深いものを記載)
Engagement of key stakeholders	(想定される関係機関や関係者を記載)
Financing by components	(各コンポーネントの年度ごとの概算と合計を記載)
Remarks / Acknowledgement	(その他)

(2) 中間報告書の作成

調査結果と(1)を踏まえ、中間報告書(防災・農業セクターにおける気候変動適応に関する現状と課題、適応対策のために有効なアプローチや教訓、提案されるコンセプトノート(約10件中半分程度のドラフトを想定)、今後の適応政策・実施に関する提言等)を取りまとめる。

5. 第二次現地調査(2024年1月頃想定)

- (1) コンセプトノートを含む調査結果に係る関係機関とのコンサルテーション
コンセプトノートを含む調査結果の最終化に向けて、必要な現地関係者を対象とした追加的な情報収集及びヒアリング調査等を行う。さらに、想定され

⁷ 様式については、GCFのコンセプトノートの様式を参考に作成。[Concept Note template | Green Climate Fund](https://www.greenclimate.fund/document/concept-note-template) <https://www.greenclimate.fund/document/concept-note-template>

うる各事業の実施機関及び監督省庁に対し、コンセプトノート案の説明協議を行い、先方からのコメント・要望を取りまとめ、最終化の際に反映させる。

(2) 最終ワークショップの開催

同国の気候変動、及び防災、農業を所管する省庁及びドナーを対象にした最終ワークショップを開催し、成果物のドラフト版を提示し、政策提言に関するステークホルダー協議、及び他ドナー案件での応用、活用に関する検討を行う。今次ワークショップに関しては、調査の最終発表、政府・ドナー間からの助言及び意見交換を目的とし、前回同様 50 人規模を想定する。また、ワークショップの開催に際しては、発表資料作成と共に現地傭人を中心にロジスティック業務、参加者リストの作成、参加者との連絡調整を行う。

国内作業（最終とりまとめ）（2024 年 2 月頃想定）

第二次現地調査結果を踏まえ、中間報告書を基に最終報告書を作成する（目次案：別紙 1）。さらに、本調査の結果と JICA の気候変動対策への貢献の発信強化を目的とし、要約版パンフレットを作成する。パンフレットは、全体概要（見開きで 2 枚）と調査結果のハイライト（各アプローチを説明する内容で見開き 10 枚程度）を想定する。JICA のこれまでの協力案件で見いだされた成果や教訓がバングラデシュ政府や他ドナー等に広く広報されるべく、魅力的なものとなるよう、関連する写真などを活用し、調査結果が視覚的に分かりやすいものとなるように留意する。また、パンフレットは、印刷物に加え、本調査終了後に JICA による編集・増刷が可能な形でのデータを納品すること（難しい場合は PDF ファイル）。

第 6 条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各段階の報告書は、ドラフトを JICA へ提出し、確認依頼をすること。なお、本契約における成果品は最終報告書とする。収集資料一式は CD-R での提出とする。

1. 報告書

成果品等提出物	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	電子データ
インセプション・レポート	第一次現地調査調査日の 15 営業日前まで	英文 3 部（簡易製本）及び電子データ
中間報告書	第二次現地調査調査日の 15 営業日前まで	電子データ（英）
最終報告書	契約履行期間の末日	英文 10 部（製本）、CD-R（英）3 枚及び電子データ
要約版パンフレット	契約履行期間の末日	英文 50 部及び電子データ

2. 資料収集

業務実施期間中に収集した資料及びデータはリストを添付した上で CD-R 1 枚

及び電子データ形式で JICA に提出する。提出時期は契約履行期間の末日までとする。

3. その他の提出物

(1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録を作成する（主要な面談が対象）。実施するセミナーについては、開催に先立ち、7 営業日前までに配付予定資料を JICA に提出し、確認を求める。

(2) 業務従事月報

JICA 規定により、調査業務日誌を添付した月例の調査業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

(3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書がある場合は、その写しを JICA に速やかに提出する。

(4) その他

上記の提出物のほかに、第 5 条で報告書に記載せず別途 JICA に提出することとした情報や、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

4. 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書は国際的に通用する英文で作成し、提出前に必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年 1 月）」を参照すること。

報告書目次案

要約

- 第 1 章 調査概要
 - 1. 1 調査の背景
 - 1. 2 調査の目的
 - 1. 2. 1 調査の目的及び調査概要
 - 1. 2. 2 本調査で対象とするセクター、サブセクター
- 第 2 章 調査のアプローチ
 - 2. 1 調査対象地域
 - 2. 2 関係省庁及びステークホルダー
 - 2. 3 調査フロー
 - 2. 4 JICA 案件の分析手法と効果的アプローチ検討
 - 2. 5 コンセプトノートの作成方針
- 第 3 章 調査結果
 - 3. 1 バングラデシュにおける気候変動の影響と対応
 - 3. 2 NAP 投資計画実施のための効果的アプローチ
 - 3. 2. 1 Water Resource Management (WRM)
 - 3. 2. 1. 1 当該分野における課題及び取り組み状況
 - 3. 2. 1. 2 ステークホルダー分析
 - 3. 2. 1. 3 効果的アプローチ
 - 3. 2. 1. 4 事業計画（コンセプトノート）
 - 3. 2. 1. 5 実施におけるリスク及び留意点
 - 3. 2. 2 Disaster social safety & security (CDM)
 - 3. 2. 2. 1 当該分野における課題及び取り組み状況
 - 3. 2. 2. 2 ステークホルダー分析
 - 3. 2. 2. 3 効果的アプローチ
 - 3. 2. 2. 4 事業計画（コンセプトノート）
 - 3. 2. 2. 5 実施におけるリスク及び留意点
 - 3. 2. 3 Climate Smart Agriculture (CSA)
 - 3. 2. 3. 1 当該分野における課題及び取り組み状況
 - 3. 2. 3. 2 ステークホルダー分析
 - 3. 2. 3. 3 効果的アプローチ
 - 3. 2. 3. 4 事業計画（コンセプトノート）

- 3.2.3.5 実施におけるリスク及び留意点
- 第4章 バングラデシュにおける気候変動適応政策実施への提言
 - 4.1 国家適応計画の実施促進に向けた政策提言
 - 4.2 気候変動対策に係る外部資金動員促進に向けた提言

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「1. 技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	NAPの投資計画からのJICAの知見(案件成果や教訓等)が活用できる10計画程度の絞り込み	第5条 調査の内容 2. 国内準備作業 (2) ①
2	アプローチ等の分析に係る手法、整理方法について	第5条 調査の内容 2. 国内準備作業 (2) ③
3	コンセプトノートの作成方針	第5条 調査の内容 4. 国内作業 (帰国後整理)

JICA バングラデシュ協力 50 周年記念誌発刊以降に開始したプロジェクト

- （科学技協協力 SATREPS）稲の安全性と高栄養価に貢献する育種および水管理技術の開発
- （草の根技術協力）ハオール地域における災害に強い気候変動適応型農業の実践と普及

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数上限は次表のとおりです。

記載事項	頁数上限	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 類似業務：気候変動適応、防災・農業セクターに係る各種業務 (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	5 1～2	注 1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴	6／人	

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「5枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を上限として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 5.50 人月
(内訳) 現地作業 : 3.20 人月 (現地渡航回数 : 延べ 6 回)
国内作業 : 2.30 人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- 1) 業務主任者／気候変動適応政策 (2号)
- 2) 防災分野気候変動適応 (3号)
- 3) 農業分野気候変動適応 (3号)

(4) 業務従事予定者の経験、能力

各評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／気候変動適応政策】

- 1) 類似業務経験の分野：気候変動適応政策分野
- 2) 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及び南アジア地域
- 3) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 防災分野気候変動適応】

- 1) 類似業務経験の分野：気候変動適応及び防災分野
- 2) 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及び南アジア地域
- 3) 語学能力：なし

※総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(5) 現地再委託

現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託はありません。

(6) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料
NAP Volume III Investment Portfolio
- 2) 公開資料
 - バングラデシュ国防災セクター情報収集確認調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12371415.pdf>

➤ National Adaptation Plan

[https://www4.unfccc.int/sites/SubmissionsStaging/Documents/202211020942---National%20Adaptation%20Plan%20of%20Bangladesh%20\(2023-2050\).pdf](https://www4.unfccc.int/sites/SubmissionsStaging/Documents/202211020942---National%20Adaptation%20Plan%20of%20Bangladesh%20(2023-2050).pdf)

➤ Bangladesh Delta Plan 2100

<https://bdp2100kp.gov.bd/Document/ReportPdfView>

(7) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(8) 安全管理

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 13,500 円 /泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

現地業務に際し、JICA の安全対策措置を遵守する。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・後に、必ず以下の事項を行うと共に、関係者の渡航計画や業務実施状況を JICA 所定の書式を用い、渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に提出し、JICA の承認を得る。

<業務渡航の条件（事前準備）>

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前に JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。
- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

<現地での行動>

- ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承

認を得る。

- 外勤は、勤務先や訪問先及びその周辺地域の安全状況を踏まえて、要すれば JICA 事務所または配属機関等が手配する警護付き車両での移動等、必要な安全対策措置を講じることを条件に実施する。継続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得ること。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- 日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

ダッカ市内

<全般>

- 行動エリアは、オールドダッカ及び旧刑務所周辺を除く地域とする。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG の利用はバリダラ地区のみ可とする。公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- 業務外の夜間（日没後）の行動は、バリダラ、ボナニ、グルシャン及び JICA 事務所が利用を認めたホテルのみ可とする。
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間（日没後）の移動は車両とする（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）。但し、夜間の徒歩移動は、バリダラ、ボナニ、グルシャンの 3 地区に限り、15 分程度のみ可とする。

ダッカ市内以外の全土（チョットグラム丘陵地帯を除く）

<全般>

- 行動エリアは、滞在都市内の地域とする（但し、ロヒンギヤ避難民キャンプ地域への訪問は不可）。このうち、①軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと、②空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 日中（日没前）に限り、徒歩移動も可とする。
- リキシャ・CNG・公共バス・鉄道の利用は不可とする。

<夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 夜間の移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）、タクシー（四輪）、配車サービス（四輪）は可）

チョットグラム丘陵地帯（カグラチャリ県、ランガマティ県、バンドルボン県）

- 当該地区への常設執務室の設置は不可とする。
- 18 時以降の業務については、必要な安全対策措置が講じられていると JICA 事務所長が判断する場合には、これを認める。
- 移動は車両とする。（リキシャ・CNG・公共バス・鉄道・タクシー（四輪）・配車サービス（四輪）は不可。自家用車（四輪）、借上車両（四輪）は可）
- 夜間の行動範囲は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテル内とすること。

（9）評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書に添付してください。

（10）外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国 ODA の実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の 2 分の 1 及び業務従事者数の 2 分の 1 を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該

業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- ① バングラデシュ国における気候変動分野(特に適応分野)の現状と課題を踏まえ、いかに JICA は知見や経験を活用し、バングラデシュの気候変動適応政策の実施に貢献しうるか。

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。

3) 作業計画

上記「2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

2) 構成・分量

上記「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を上限として作成して下さい。

4. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「8.(2) 提出方法」に基づき提出して下さい。

- 1) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（海外旅行保険の一部費用、PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めるとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	現地セミナー開催費	「第2章 特記仕様書 第5条 調査の内容3,5.	1,200,000円	会場借上費	一般業務費

2	報告書作成費		230,000 円		報告書作成費	
3	パンフレット作製費		400,000 円		報告書作成費	

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙4：評価表

評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。 	3
	<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合、もしくは一般事業主行動計画表(策定～周知)の確認ができる場合は評価する。 	1
2. 業務の実施方針等		50
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。 	20
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。 	20
(3) 作業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務実施基本方針に見合った作業計画となっているか。 ● 作業計画を実施するのに十分な業務従事者が配置されており、担当分野の構成が適切で業務実施上重要な専門性 	10

	が確保されているか。	
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力		40
(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／気候変動適応政策		27
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	10
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	3
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	4
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。 	6
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	4
(2) 業務従事者の経験・能力： 防災分野気候変動適応		13
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。 	7
ロ 対象国・地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。 	4
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。 	0
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。 	2